

〔羽林要秘抄〕朝覲行幸

左右次將副御輿略○註 左右上輿次將見御座覆略○中 上輿次將不論左右昇南階西邊略○中 進簾子開葦戶戸。
略○註 左廻進持御劍內侍下東也 跪先左膝内取御劍左廻進跪入御輿前方柄右、刃外、此間歸向北、跪
取弓候簾子東面即乘御輿○中 左右將監昇西階昇下大刀契櫃戸或閉葦置弓取御草鞋給東豎子人藏
頭候御輿時進跪先右取璽内侍下取璽右廻進跪入御輿御劍柄閉葦戶此間他次將跪取弓退下、
便可取歟、

〔門室有職抄〕輿乘下事

四方輿ニハ、自傍下乗左右住意若自傍無便ニハ、自前可下之、四方輿ノ簾ヲバ、前へ一面揚之三面ハ人
相遇之時下ス、有煩故也云々、

〔貞丈雜記七〕一車には後より乗りて、前より下る事にて候、盛衰記卅三、木曾見輿には前より乗りて、
前より下るなり、

〔今川大雙紙下〕馬に付て式法之事

一御こしよする事、妻戸の左を賞讃するは常の儀也、さてよめどりの御こしは、のりたる人の右
を賞讃するなり、右と云は乗手のためには左也、然るに大方輿をよするには、役人とのばら兩
方にねり寄て、左右に膝まづきて、妻戸を押ひらきて、さて御輿の中へ目を見入すして、長柄を
執て其時力者綱をはづしてまいる也、又長柄に執付とき、力者さしよる也、さて両方のとびら
を押よせて、亥さりてかしこまる也、のり給ひて後、うしろ妻戸をほとくとた、き給ふ時、則
左右の役人妻戸を開て長柄を取然ばりき者心得て、御こしを引出す也、其後左右の長柄を力
者に請取せて、手を付て片手にて妻戸を押とづる也、さて妻戸のちやう木のある方を上手と
云也、御こしをよするをばいさするといふ也、

一御こしよするには、女には右のあがり、男には左の上りなり、輿をよする時、殿原はつなの上へ